

会派名 虹とみどりの会 支出調書

代表者	経理責任者	起案者

区分	事由	費目金額				小計	
1 調査研究費		交通費		旅費		自動車燃料費	
		資料作成費		調査委託費		振込料	
2 研修費		会場費		講師謝金		出席者負担金・会費	
		交通費		旅費		自動車燃料費	
		資料作成費		食糧費		振込料	
③ 広報費	会派議会報告紙 (11.0.22)作成 送料(振込料を含む)	会場費		交通費		自動車燃料費	
		資料作成費		広報誌(紙)	198,784	報告書等印刷費	
		送料(折込料含む)	159,840	ウェブページ掲載代		茶菓子代	
		振込料					
4 広聴費		会場費		交通費		自動車燃料費	
		資料作成費		茶菓子代		振込料	
5 要請・陳情活動費		交通費		旅費		自動車燃料費	
		資料作成費		振込料			
6 会議費		会場費		交通費		自動車燃料費	
		資料作成費		振込料			
⑦ 資料作成費	調査研究に係る 資料等作成	印刷製本費	709	翻訳料		筆耕料	
⑧ 資料購入費	新聞雑誌等購読料	法規追録代		参考図書代		新聞雑誌等購読料	
		有料データベース等利用料		振込料		91,368	
9 人件費		賃金		社会保険料等		振込料	
⑩ 事務所費	事務機器等リース代	備品購入費		事務機器等リース代	22,550	消耗品等事務費	
		印刷代		振込料		配送手数料	
11 通信運搬・自動車燃料費		電話料等(按分)		郵便料等		自動車燃料費(按分)	
		その他					
使用者	蛭石有子 ㊞	支出年月日	19年3月16日	現金出納簿 支出番号	3	合計	473,251円

支出明細書兼支出証明書

支出番号 3

区 分				※該当する区分に○印	費 目 名
1 調査研究費	2 研修費	3 広 報 費	4 広 聴 費		広報誌(紙)
5 要請・陳情活動費	6 会 議 費	7 資料作成費	8 資料購入費		
10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)				
支出目的 (支出事由)	会派議会報告紙第22号 デザイン料				
内 容	12月議会報告 2017.1.15 発行分				
支出年月日	支 出 先		支 出 金 額		
平成29年1月16日	T & T		10,000 円		
上記のとおり支出します。					
議員氏名 蛇石 郁子 印					

領収書及び料

領 収 書

虹とみどりの会 様

★ ￥10,000※—

但し、議会報告紙デザイン料として

平成29年 1 月 16 日 上記正に領収いたしました

T&T



※複数の領収

※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。

虹とみどりの会

発行責任者/
虹とみどりの会
〒963-8061
郡山市朝日1-23-7
(郡山市議会内)
Tel:024-924-2505



へびいし 郁子

文教福祉常任委員
安心安全まちづくり特別委員

福島原発事故
廃炉費用等

21兆5,000億円!!

原子力コストは
全然安くない!
国民転嫁は不当!

【賛否が分かれた主な議案・請願等】

- 議案198 一般会計補正予算(第4号)給食・学校用務員業務委託に反対(虹みどり)
- 議案234 一般会計補正予算(第5号)
- 議案245 水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案250 市議会議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例一部改正
- 議案251 郡山市長等の給与に関する条例一部改正
- 議案253 (略)教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例一部改正
- 請願37 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書の提出について
- 請願39 誰でも安心できる年金制度の実現を求める請願の一部のみ
- 請願41 私学助成の充実強化を求める請願
- 請願42 原発コストの利用者への転嫁に反対する請願
- 請願43 介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める請願
- 請願44 30人以下学級を標準とする教職員定数改善を求める請願

【賛成理由】請願42「原発コストの利用者転嫁に反対」

東電救済のために、すでに多額の国税等が東京電力に流れています。原発事故の賠償・事故処理は、東京電力が一義的に責任を負うべきであり、その結果、債務超過に陥るのであれば、破たん処理を行うのが順当です。利益を享受してきた株主・債権者が、経済的な責任を免れ、他者に転嫁することは、まったく不当です。また事故を引き起こした東電の責任を国民が広く肩代わりすることは、「汚染者負担の法則」にも反します。東電の法的処理をした上で、不足分を税金等から補てんするのが先です。

今回の議論は、原発の事故処理・廃炉費用が莫大であることを国も認めざるを得なくなったということであり、かつ、「原子力はコストが安い」と原発を保護し温存しようとする政策が完全に破たんしたことを意味するものです。

原発事故の賠償費用として、「過去にさかのぼって積み立てておくべきだった」という論理で「過去分負担金(3.8兆円)」の回収が提案され、さらに、一部(2.4兆円)について、2020年から40年にわたり、託送料金で回収することとされています。

しかし電力自由化のなかで、原子力事業者が負うべきコストを、託送料金を通じてすべての電力利用者が広く負担するしくみを作ることは、原子力を不当に保護することになります。発電事業者が費用を負担しきれないような発電方法は、当然排除されるべきです。

東京電力の事故に対する責任、賠償、そして今後のエネルギー政策の根幹にもかかわる重大な議論にもかかわらず、わずか3カ月の経済産業省の非公開審議会が原子力事業者救済の制度だけ先につくってしまうという進め方そのものが、民主的ではないのです。原子力災害によって多くの市民が被害を受けている本市だからこそ、請願を採択することは大変意義があります。

	虹みどり	創風	新政	公明	社民	共産	無所属	結果
議198	×	○17 ×1	○	○	○	×	○	可決
議234~253	×	○	○	○	○	×	○	可決
請37	○	×17 ○1	×	×	○	○	×	不採択
請39	一部採択×	○	×	×	×	×	○	一部採択
請41	○	×	×	×	○	○	○	不採択
請42	○	×	×	×	○	○	×	不採択
請43	○	×	×	×	○	○	○	不採択
請44	○	○17 ×1	×	○	○	○	○	採択

◆特別職等期末手当・お手盛アップに反対!

	平成27年度 期末手当合計	平成28年度 期末手当合計	引上げ額
市長	393万2,040円	405万8,880円	12万6,840円
副市長	330万3,360円	340万9,920円	10万6,560円
教育長	282万7,200円	291万8,400円	9万1,200円
常勤監査委員	247万3,800円	255万3,600円	7万9,800円
水道事業管理者	282万7,200円	291万8,400円	9万1,200円
議長	254万8,200円	263万400円	8万2,200円
副議長	237万3,660円	244万9,920円	7万6,260円
議員	223万2,000円	230万4,000円	7万2,000円

一方、非正規職員の改善は、わずか!

	月額引上げ	改定時期
常勤嘱託職員	700円	平成28年4月1日
非常勤嘱託職員	500円	平成29年1月1日
臨時職員	据え置き	

【全会一致の主な議案】

- ◆公民館条例一部改正等 52件
- ◆請願38 富田ふれあいセンターの設置を求める請願
- ◆議員提出議案 福島県内全ての原発廃炉を強く求める意見書

【可決された主な歳出】

- ◆ため池除染事業 ——— 18億3,544万円 ◆上下水道統合事業 — 919万円
- ◆インフラ整備の拡充 ——— 9億8,846万円 ◆地域子ども教室 ——— 211万円
- ◆ユラックス熱海整備事業 — 10億 500万円

【賛成理由】

請願37 所得税法第56条は廃止を!

所得税法第56条は、戦後、伝統的な家族制度が残る中、親族に対価を支払う慣行も未成熟な状況下において、恣意的に対価を定める等により所得分散を図り、税負担を軽減しようとする要領のよい納税者に対抗するため、租税回避防止策として制定されたもの。しかし、現代社会は女性の社会進出が進み大幅に変化・多様化しています。税制は、性別、婚姻、家族形態に対して中立であるべきで生計を一にする親族の受ける適正な対価を当然に評価し、財産形成の機会を平等に保障すべきです。家族従業者の労働を報酬として認めないことは人格と権利を無視し、国民主権者であることを事実上否認したものです。

所得税法第56条は、憲法13条個人の尊重、14条法の下での平等、24条両性の平等、25条生存権、27条労働の権利、29条財産権、世界人権宣言23条第1項、第3項と自由権規約、女性差別撤廃条約に違反しています。全国474自治体、福島県内、27自治体が既に国に意見書を提出しています。

市民へ開かれた市政へ!審議会条例の改正を!

平成28年度人事院及び福島県人事委員会による給与勧告に基づき一般職職員の給料月額を平均0.05%、期末勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引上げ、市議会議員・常勤特別職の期末手当も同様に引き上げる提案に対し、一般職の給料、期末勤勉手当引き上げは反対しないが、市長、副市長、教育長、代表監査委員、水道事業管理者、市議会議員の期末手当引上げには反対しました。

2016年3月議会で『政治を決定する側にいる特別職や議員の手当引上げを一般職員同様に行うことには疑問です。本市の「議員報酬及び市長等給与審議会条例」には、期末手当に関する規定はない。今後は、期末手当決定も市民に見える形で説明できるよう透明性を高めることが重要。全国先進都市の中では、特別職報酬等審議会の中で審議し、会議録の公開をしている自治体も増えている。本市も、市民に開かれた形で充実させていく方向が望ましいか条例改正を検討し、地方分権社会にふさわしい自治体の審議会となるよう希望する』と討論しましたが、市の対応は依然として遅れています。

市政の透明化や公正さを高めることは重要で、市民の目の届かない形の増額決定はお手盛りであるとの批判も当然です。国の制度や施策・法令改正等に伴う事務的な条例改正とは違い独自に提案できるので、市は積極的に取り組むべきです。

へびいし郁子一般質問(抄)

1. 原子力災害対策

- 除染
- 健康管理と食の安全
- 指定廃棄物火災事故の検証
- 東京電力の損害賠償
- 避難者への対策



2016年12月8日(木)

- 2. 学校図書館の充実
- 3. パークゴルフ場
- 4. 給与改定等
- 5. 公契約条例
- 6. フッ化物洗口事業

【除染について】

〈市内4か所積込場の整備状況〉

	面積㎡	最大保管容量立方m ³	整備状況
富久山クリーンセンター	約2,900	約3,200	平成28年12月末完了予定
東山霊園運動場	約9,800	約14,000	同上
河内埋立処分場	約7,600	約8,300	同上
西田埋立処分場	約3,400	約3,500	平成29年3月末完了予定

健康管理と食の安全

質問：小中学校の児童・生徒の健康診断から、骨折、視力、心電図異常、発育状況等2011年以降の特徴はどのように変化していますか。

答弁：東日本大震災後の5年間で年度ごとの大きな差は見られない。今後も「郡山震災後子どものケアプロジェクト」と連携して実態把握に努めていく。

質問：小中学校、保育所等給食検査は、現在、基準値を10Bq/kgにしています。生涯に受ける内部被ばく量を減らす上でも、今後の検査を1Bq/kgに引き下げを検討すべき。

答弁：見直しは考えていない。

質問：チェルノブイリ原発事故から5年後に制定されたチェルノブイリ法は、年間推定被ばく量1mSv以上の地域を「避難の権利ゾーン」に、5mSv以上の地域を「避難の義務ゾーン」に指定し、実際は土壌の汚染レベルを採用し、セシウム濃度37000~185000Bq/m²、年間0.5mSv以上の地域を「放射線の定期的監視地域」として支援しました。市内の小中学校・保育所等の校庭や園庭、公園道路等の土壌汚染調査を行い、その結果を市民に公表していくべき。

答弁：万一空間放射線量率に変動が見られたら、調査し速やかに対応する。

指定廃棄物火災事故の検証

質問：2016年5月16日未明、産業廃棄物中間処理施設で火災が発生し、施設内に保管した放射性物質濃度8000Bq/kg超の指定廃棄物の保管容器が燃えた。消防署の火災調査報告書及び燃えがらとばいじん、混合灰の成分分析書等の内容は。

答弁：郡山地方広域消防組合では、燃えがら等の成分分析は、5月20日に環境省に調査を依頼し、その調査結果の内容を踏まえて年内に火災調査報告書をまとめる予定。

質問：火災現場西側の放射線量数値(0.55μSv/h)をどのように捉えどう対処されたのか。

答弁：所有者の意向で除染を実施していないための数値。敷地北西角で従業員は立ち入らず、被ばくに大きな影響を与えるものではないと認識。

質問：警察官、消防士、消防団への被ばく防護対策は、今後も万全な体制ですか。

答弁：環境省が、注意喚起をするものと認識。

質問：環境省、国立環境研究所、福島環境再生事務所、福島県から、この半年間それぞれどのような協議がなされてきたのか。

答弁：環境省から「火災直後は報道機関に火災の概要を知らせた。警察と消防による現場検証の結果、出火の理由は特定されなかった。焼却灰を専門家に調査依頼し中間報告として実験により温度の上昇がみられなかったため、出火原因の特定に至っていない」と説明を受けた。その他の機関との協議はない。

質問：再発防止策として、泡消火器・火災報知器の設置、灰貯留サイロに熱センサや注水装置の設備は整っていますか。

答弁：環境省福島環境再生事務所の「放射性物質汚染対策特措法」に基づく指導により適切な保管場所に移動していると連絡を受けた。

質問：指定廃棄物の保管はいつまでなのか、また、火災等の事故が起きた場合に、近隣住民に誰がどのように注意喚起や避難等を知らせるのか。

答弁：早期に輸送が完了するよう環境省へ要望。注意喚起は、環境省の判断の元、市、消防署、警察署が連携して行う。

質問：消防法では、「危険物は火災が起きないように厳重管理をすることが原則」、「指定廃棄物」も厳重管理が必要。しかし現在「放射性物質汚染対策特措法」では、火事が起きても野放しなので、法令等の中で、指定廃棄物から生ずる火災も想定した防止策を規定するように、市は働きかけを検討すべき。

答弁：今回の火災が究明され、保管形態により発火のおそれがある場合には、廃棄物関係ガイドライン等の改定を環境省に要望する。

フッ化物洗口事業は、集団実施やめよ

質問：就学前集団施設と小学校のフッ化物洗口事業に対しては、園児・児童一人ひとりの体調や体質などに注意を払い、薬品の保管、準備、廃棄、記録等もあり、慎重に対応していくことが重要。誤飲・副作用や事故を防ぐため、教育施設での集団実施ではなく、歯科医に任せるよう方針を変更すべきです。集団実施の応募状況は。

答弁：集団で実施する。応募は、公立保育所で98%616人。小学校は2校。

改正学校図書法に沿って、学校司書は市の雇用に

2014年の学校図書館法改正により、全国の自治体で学校司書の採用が進められ、司書職に就く方々が急増している。その雇用形態に違いがあっても、どこでも自治体の責任での採用となっており、賃金水準も現在の郡山市を上回っているところが多い。

本市の学校司書は、P T A雇用で市が補助金を交付する形を継続してきたが、賃金・労働条件は学校毎にまちまち。P T A会員減少に伴い賃金が減らされたり、最低賃金が上がると勤務時間が減られ月額賃金は減ったりしており、生活できず、ダブルワークをしている人もいる。

本市が、P T A雇用のままにしていることは、義務教育公費負担の原則にも反し教育水準の向上や格差是正の障害ともなる。他の自治体に先駆けて学校図書館の整備を進めてきた本市も、このままでは全国的な流れからも取り残される。

図書館法の改正及び国会付帯決議にのっとり、市の責任での雇用へと切り替え、安定的・継続的・安定的に職務に従事できるようにすべきです。

文科省の地方財政措置を司書の処遇改善に反映させよ

質問：文部科学省は新学校図書館整備5か年計画に基づき地方財政措置を単年度で約200億円、5年間で約1000億円の措置を取り、学校司書の配置経費に関しても地方財政措置を講じてきた。この5年間、本市はどのように上乗せして改善を図ってきたのか、図書整備費と、学校司書一人当たりの配置経費の実績を年度別小中学校ごとにお示しください。

答弁：下記表

	図書整備費		学校司書1人当たり配置平均経費	
	小学校	中学校	小学校	中学校
平成24年度	3,207.3万円	2,178.7万円	80.6万円	79.2万円
平成25年度	3,205万円	2,178.1万円	79.6万円	78.3万円
平成26年度	2,447.4万円	1,799.7万円	77.2万円	76.8万円
平成27年度	3,640.5万円	2,042.4万円	75.8万円	76万円
平成28年度見込	3,556.2万円	2,776.9万円	74万円	75.6万円

※平成26年度には、小中学校計で約1,136万円減額。これに怒った図書館充実を求める運動により平成27年度は増額となった。しかし、学校司書1人当たりの経費は年々減少している。新年度から新たな5か年計画が始まるので、この機に抜本的改善を図る必要があります。

郡山市にパークゴルフ場を

質問：パークゴルフは閑散とした公園をみんなで遊ぶことにより、生き生きとした公園にしようという発想から生まれたコミュニティスポーツで同世代の友人ばかりではなく、世代間交流でも楽しむことができる。その効果は、「健康寿命の延伸が図れること」で、医療費や介護費の軽減に繋がる。現在、市内にホームグラウンドが無いため、他の市や町の施設でプレーを行っている。2015年6月定例会で、パークゴルフ場の早期建設を求める請願が全会一致で採択された。この間の検討状況は。

答弁：パークゴルフ協会の活動実勢把握、意見交換、県内施設の現状や利用状況等の調査をしてきた。競技人口やライフサイクルコスト、連携中枢都市圏施設の利用等視野に入れ必要性を総合的に検討していく。



福島市パークゴルフ場にて

公契約条例制定「労働環境報告書」でチェックを!

私は「本市の入札制度改革に伴う一般競争入札の拡大による落札価格の低下や、行財政改革に伴う業務委託の拡大で、公契約に従事する労働者の労働環境悪化や賃金低下の状況を生み出した。そして、年収200万円以下働いても生活できないワーキングプアを市自ら生み出すべきではない」と問題提起をしてきました。公契約条例の目的は公契約の適正な履行及び良好な品質の確保、並びに公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保を図るため、市・事業者がそれぞれの責務を明確にし、責務に基づいた施策を実施することで、地域経済の健全な発展や良質な公共サービスの提供を推進し、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現すること。又、契約の範囲は、①予定価格1億円以上の工事又は製造の請負契約 ②予定価格が1千万円以上の業務委託契約(警備、清掃、受付案内、学校給食調理業務、学校用務員) ③指定管理の協定です。事業者が提出する「労働環境報告書」の内容はwebサイト、窓口、市政情報センター、契約事業者等で確認可能となります。(平成29年4月1日施行)

◆へびいし郁子12月議会報告

2017年2月5日(日) 14時~

郡山教組会館

郡山市桑野2-33-9
Tel:024-932-2144

♪へびいし郁子は、議会毎に報告会を開いています。

◆皆さんお誘いの上、お気軽にお越しください!!

◆ご意見ご要望をお寄せください!



ご案内

チェック



この印刷物は、環境にやさしい植物油インキを使用しています。

支出明細書兼支出証明書

支出番号 3

区 分				※該当する区分に○印	費 目 名
1 調査研究費	2 研修費	③ 広報費	4 広聴費		広報誌(紙)
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費		
10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)				
支出目的 (支出事由)		12月議会報告紙 第22号 (NO.22) 印刷代			
内 容		12月議会報告 2017.1.15 発行			
支出年月日	支 出 先		支 出 金 額		
29年3月16日	(株) やまと印刷		188,784 円		
上記のとおり支出します。					
議員氏名 蛭石 柳子 (印)					

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領 収 証

平成29年3月16日

出工とみどり会 様

金 額	¥ 188,784
-----	-----------

但し 印刷代と(1会報NO.22)

上記の金額正に領収いたしました

内 訳	現金	✓
	小切手	
	相殺	

株式会社 やまと印刷

郡山市富久山町福原字本町2-6
〒963-8061 電話 024-933-2047
FAX 024-934-8102




※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。

※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。

領 収 書 等 整 理 票

区 分			※該当する区分に○印
1 調査研究費	2 研修費	③ 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費	

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

お客様コードNo.

〒963-8846

郡山市久留米4-110-5

虹とみどりの会 様

納 品 書

伝票No. 100003604

平成 29 年 1 月 15 日

株式会社 やまと印刷

郡山市富久山町福原字本町2-6
〒963-8061 電話024-933-2047
FAX024-934-8102

担当者: XXXXXXXXXX

毎度ありがとうございます。下記の通り納品致しましたので御査収下さい。

品 名 ・ 品 番	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
虹とみどりの会(会報NO.22)A3(4/1c)	38,000	枚		174,800	
消 費 税				13,984	
			合 計	¥188,784	

摘要 _____

お客様コードNo.

〒963-8846

郡山市久留米4-110-5

虹とみどりの会 様

請 求 書

伝票No. 100003604

平成 29 年 1 月 15 日

株式会社 やまと印刷

郡山市富久山町福原字本町2-6
〒963-8061 電話024-933-2047
FAX024-934-8102

担当者: XXXXXXXXXX

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求致します。

品 名 ・ 品 番	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
虹とみどりの会(会報NO.22)A3(4/1c)	38,000	枚		174,800	
消 費 税				13,984	
			合 計	¥188,784	

摘要 _____

虹とみどりの会

発行責任者/
虹とみどりの会
〒963-8061
郡山市朝日1-23-7
(郡山市議会内)
Tel:024-924-2505



へびいし 郁子

文教福祉常任委員
安心安全まちづくり特別委員

福島原発事故
廃炉費用等

21兆5,000億円!!

原子力コストは
全然安くない!
国民転嫁は不当!

【賛否が分かれた主な議案・請願等】

- 議案198 一般会計補正予算(第4号)給食・学校用務員業務委託に反対(虹みどり)
- 議案234 一般会計補正予算(第5号)
- 議案245 水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案250 市議会議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例一部改正
- 議案251 郡山市長等の給与に関する条例一部改正
- 議案253 (略)教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例一部改正
- 請願37 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書の提出について
- 請願39 誰でも安心できる年金制度の実現を求める請願の一部のみ
- 請願41 私学助成の充実強化を求める請願
- 請願42 原発コストの利用者への転嫁に反対する請願
- 請願43 介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める請願
- 請願44 30人以下学級を標準とする教職員定数改善を求める請願

【賛成理由】請願42「原発コストの利用者転嫁に反対」

東電救済のために、すでに多額の国税等が東京電力に流れています。原発事故の賠償・事故処理は、東京電力が一義的に責任を負うべきであり、その結果、債務超過に陥るのであれば、破たん処理を行うのが順当です。利益を享受してきた株主・債権者が、経済的な責任を免れ、他者に転嫁することは、まったく不当です。また事故を引き起こした東電の責任を国民が広く肩代わりすることは、「汚染者負担の法則」にも反します。東電の法的処理をした上で、不足分を税金等から補てんするのが先です。

今回の議論は、原発の事故処理・廃炉費用が莫大であることを国も認めざるを得なくなったということであり、かつ、「原子力はコストが安い」と原発を保護し温存していつかとする政策が完全に破たんしたことを意味するものです。

原発事故の賠償費用として、「過去にさかのぼって積み立てておくべきだった」という論理で「過去分負担金(3.8兆円)」の回収が提案され、さらに、一部(2.4兆円)について、2020年から40年にわたり、託送料金で回収することとされています。

しかし電力自由化のなかで、原子力事業者が負うべきコストを、託送料金を通じてすべての電力利用者が広く負担するしくみを作ることは、原子力を不当に保護することになります。発電事業者が費用を負担しきれないような発電方法は、当然排除されるべきです。

東京電力の事故に対する責任、賠償、そして今後のエネルギー政策の根幹にもかかわる重大な議論にもかかわらず、わずか3カ月の経済産業省の非公開審議会で原子力事業者救済の制度だけ先につくってしまうという進め方そのものが、民主的ではないのです。原子力災害によって多くの市民が被害を受けている本市だからこそ、請願を採択することは大変意義があります。

◆特別職等期末手当・お手盛りアップに反対!

	平成27年度 期末手当合計	平成28年度 期末手当合計	引上げ額
市長	393万2,040円	405万8,880円	12万6,840円
副市長	330万3,360円	340万9,920円	10万6,560円
教育長	282万7,200円	291万8,400円	9万1,200円
常勤監査委員	247万3,800円	255万3,600円	7万9,800円
水道事業管理者	282万7,200円	291万8,400円	9万1,200円
議長	254万8,200円	263万400円	8万2,200円
副議長	237万3,660円	244万9,920円	7万6,260円
議員	223万2,000円	230万4,000円	7万2,000円

一方、非正規職員の改善は、わずか!

	月額引上げ	改定時期
常勤嘱託職員	700円	平成28年4月1日
非常勤嘱託職員	500円	平成29年1月1日
臨時職員	据え置き	

市民へ開かれた市政へ!審議会条例の改正を!

平成28年度人事院及び福島県人事委員会による給与勧告に基づき一般職職員の給料月額を平均0.05%、期末勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引上げ、市議会議員・常勤特別職の期末手当も同様に引き上げる提案に対し、一般職の給料、期末勤勉手当引き上げは反対しないが、市長、副市長、教育長、代表監査委員、水道事業管理者、市議会議員の期末手当引上げには反対しました。

2016年3月議会で『政治を決定する側にいる特別職や議員の手当引上げを一般職員同様に行うことには疑問です。本市の「議員報酬及び市長等給与審議会条例」には、期末手当に関する規定はない。今後は、期末手当決定も市民に見える形で説明できるよう透明性を高めることが重要。全国先進都市の中では、特別職報酬等審議会の中で審議し、会議録の公開をしている自治体も増えている。本市も、市民に開かれた形で充実させていく方向が望ましいか条例改正を検討し、地方分権社会にふさわしい自治体の審議会となるよう希望する』と討論しましたが、市の対応は依然として遅れています。

市政の透明化や公正さを高めることは重要で、市民の目の届かない形の増額決定はお手盛りであるとの批判も当然です。国の制度や施策・法令改正等に伴う事務的な条例改正とは違い独自に提案できるので、市は積極的に取り組むべきです。

【全会一致の主な議案】

- ◆公民館条例一部改正等 52件
- ◆請願38 富田ふれあいセンターの設置を求める請願
- ◆議員提出議案 福島県内全ての原発廃炉を強く求める意見書

【可決された主な歳出】

- ◆ため池除染事業 ———— 18億3,544万円 ◆上下水道統合事業 — 919万円
- ◆インフラ整備の拡充 ———— 9億8,846万円 ◆地域子ども教室 ———— 211万円
- ◆ユラックス熱海整備事業 — 10億 500万円

【賛成理由】

請願37 所得税法第56条は廃止を!

所得税法第56条は、戦後、伝統的な家族制度が残る中、親族に対価を支払う慣行も未成熟な状況下において、恣意的に対価を定める等により所得分散を図り、税負担を軽減しようとする要領のよい納税者に対抗するため、租税回避防止策として制定されたもの。しかし、現代社会は女性の社会進出が進み大幅に変化・多様化しています。税制は、性別、婚姻、家族形態に対して中立であるべきで生計を一にする親族の受ける適正な対価を当然に評価し、財産形成の機会を平等に保障すべきです。家族従業者の労働を報酬として認めないことは人格と権利を無視し、国民主権者であることを事実上否認したものです。

所得税法第56条は、憲法13条個人の尊重、14条法の下での平等、24条両性の平等、25条生存権、27条労働の権利、29条財産権、世界人権宣言23条第1項、第3項と自由権規約、女性差別撤廃条約に違反しています。全国474自治体、福島県内、27自治体が既に国に意見書を提出しています。

へびいし郁子一般質問(抄)

1. 原子力災害対策

- 除染
- 健康管理と食の安全
- 指定廃棄物火災事故の検証
- 東京電力の損害賠償
- 避難者への対策

2. 学校図書館の充実

3. パークゴルフ場

4. 給与改定等

5. 公契約条例

6. フッ化物洗口事業



2016年12月8日(木)

【除染について】

《市内4か所積込場の整備状況》

	面積㎡	最大保管容量立方m ³	整備状況
富久山クリーンセンター	約2,900	約3,200	平成28年12月末完了予定
東山公園運動場	約9,800	約14,000	同上
河内埋立処分場	約7,600	約8,300	同上
西田埋立処分場	約3,400	約3,500	平成29年3月末完了予定

健康管理と食の安全

質問：小中学校の児童・生徒の健康診断から、骨折、視力、心電図異常、発育状況等2011年以降の特徴はどのように変化していますか。

答弁：東日本大震災後の5年間で年度ごとの大きな差は見られない。今後も「郡山震災後子どものケアプロジェクト」と連携して実態把握に努めていく。

質問：小中学校、保育所等給食検査は、現在、基準値を10Bq/kgにしています。生涯に受ける内部被ばく量を減らす上でも、今後の検査を1Bq/kgに引き下げを検討すべき。

答弁：見直しは考えていない。

質問：チェルノブイリ原発事故から5年後に制定されたチェルノブイリ法は、年間推定被ばく量1mSv以上の地域を「避難の権利ゾーン」に、5mSv以上の地域を「避難の義務ゾーン」に指定し、実際は土壌の汚染レベルを採用し、セシウム濃度37000~185000Bq/m³、年間0.5mSv以上の地域を「放射線の定期的監視地域」として支援しました。市内の小中学校・保育所等の校庭や園庭、公園道路等の土壌汚染調査を行い、その結果を市民に公表していくべき。

答弁：万一空間放射線量率に変動が見られたら、調査し速やかに対応する。

指定廃棄物火災事故の検証

質問：2016年5月16日未明、産業廃棄物中間処理施設で火災が発生し、施設内に保管した放射性物質濃度8000Bq/kg超の指定廃棄物の保管容器が燃えた。消防署の火災調査報告書及び燃えがらとばいじん、混合灰の成分分析書等の内容は、

答弁：郡山地方広域消防組合では、燃えがら等の成分分析は、5月20日に環境省に調査を依頼し、その調査結果の内容を踏まえて年内に火災調査報告書をまとめる予定。

質問：火災現場西側の放射線量数値(0.55μSv/h)をどのように捉えどう対処されたのか。

答弁：所有者の意向で除染を実施していないための数値。敷地北西角で従業員は立ち入らず、被ばくに大きな影響を与えるものではないと認識。

質問：警察官、消防士、消防団への被ばく防護対策は、今後も万全な体制ですか。

答弁：環境省が、注意喚起をするものと認識。

質問：環境省、国立環境研究所、福島環境再生事務所、福島県から、この半年間それぞれどのような協議がなされてきたのか。

答弁：環境省から「火災直後は報道機関に火災の概要を知らせた。警察と消防による現場検証の結果、出火の理由は特定されなかった。焼却灰を専門家に調査依頼し中間報告として実験により温度の上昇がみられなかったため、出火原因の特定に至っていない」と説明を受けた。その他の機関との協議はない。

質問：再発防止策として、泡消火器・火災報知器の設置、灰貯留サイロに熱センサーや注水装置の設備は整っていますか。

答弁：環境省福島環境再生事務所の「放射性物質汚染対策特措法」に基づく指導により適切な保管場所に移動していると連絡を受けた。

質問：指定廃棄物の保管はいつまでなのか、また、火災等の事故が起きた場合に、近隣住民に誰がどのように注意喚起や避難等を知らせるのか。

答弁：早期に輸送が完了するよう環境省へ要望。注意喚起は、環境省の判断の元、市、消防署、警察署が連携して行う。

質問：消防法では、「危険物は火災が起きないよう厳重管理をすることが原則」、「指定廃棄物」も厳重管理が必要。しかし現在「放射性物質汚染対策特措法」では、火事が起きても野放しなので、法令等の中で、指定廃棄物から生ずる火災も想定した防止策を規定するように、市は働きかけを検討すべき。

答弁：今回の火災が究明され、保管形態により発火のおそれがある場合には、廃棄物関係ガイドライン等の改定を環境省に要望する。

フッ化物洗口事業は、集団実施やめよ

質問：就学前集団施設と小学校のフッ化物洗口事業に対しては、園児・児童一人ひとりの体調や体質などに注意を払い、薬品の保管、準備、廃棄、記録等もあり、慎重に対応していくことが重要。誤飲・副作用や事故を防ぐため、教育施設での集団実施ではなく、歯科医に任せるよう方針を変更すべきです。集団実施の応募状況は、

答弁：集団で実施する。応募は、公立保育所で98%616人。小学校は2校。

改正学校図書法に沿って、学校司書は市の雇用に

2014年の学校図書館法改正により、全国の自治体で学校司書の採用が進められ、司書職に就く方々が急増している。その雇用形態に違いがあっても、どこでも自治体の責任での採用となっており、賃金水準も現在の郡山市を上回っているところが多い。

本市の学校司書は、PTA雇用で市が補助金を交付する形を継続してきたが、賃金・労働条件は学校毎にまちまち。PTA会員減少に伴い賃金が減らされたり、最低賃金が上がると勤務時間が減られ月額賃金は減ったりしており、生活できず、ダブルワークをしている人もいる。

本市が、PTA雇用のままにしていることは、義務教育公費負担の原則にも反し教育水準の向上や格差是正の障害ともなる。他の自治体に先駆けて学校図書館の整備を進めてきた本市も、このままでは全国的な流れからも取り残される。

図書館法の改正及び国会付帯決議の通り、市の責任での雇用へと切り替え、安定的・継続的・安定的に職務に従事できるようにすべきです。

文科省の地方財政措置を司書の処遇改善に反映させよ

質問：文部科学省は新学校図書館整備5か年計画に基づき地方財政措置を単年度で約200億円、5年間で約1000億円の措置を取り、学校司書の配置経費に関しても地方財政措置を講じてきた。この5年間、本市はどのように上乗せして改善を図ってきたのか、図書整備費と、学校司書一人当たりの配置経費の実績を年度別小中学校ごとにお示しください。

答弁：下記表

	図書整備費		学校司書1人当たり配置平均経費	
	小学校	中学校	小学校	中学校
平成24年度	3,207.3万円	2,178.7万円	80.6万円	79.2万円
平成25年度	3,205万円	2,178.1万円	79.6万円	78.3万円
平成26年度	2,447.4万円	1,799.7万円	77.2万円	76.8万円
平成27年度	3,640.5万円	2,042.4万円	75.8万円	76万円
平成28年度見込	3,556.2万円	2,776.9万円	74万円	75.6万円

※平成26年度には、小中学校計で約1,136万円減額。これに怒った図書館充実を求める運動により平成27年度は増額となった。しかし、学校司書1人当たりの経費は年々減少している。新年度から新たな5か年計画が始まるので、この機に抜本的改善を図る必要があります。

郡山市にパークゴルフ場を

質問：パークゴルフは閑散とした公園をみんなで遊ぶことにより、生き生きとした公園にしようという発想から生まれたコミュニティスポーツで同世代の友人ばかりではなく、世代間交流でも楽しむことができる。その効果は、「健康寿命の延伸が図れること」で、医療費や介護費の軽減に繋がる。現在、市内にホームグラウンドが無いため、他の市や町の施設でプレーを行っている。2015年6月定例会で、パークゴルフ場の早期建設を求める請願が全会一致で採択された。この間の検討状況は、

答弁：パークゴルフ協会の活動実勢把握、意見交換、県内施設の現状や利用状況等の調査をしてきた。競技人口やライフサイクルコスト、連携中枢都市圏施設の利用等視野に入れ必要性を総合的に検討していく。



福島市パークゴルフ場にて

公契約条例制定「労働環境報告書」でチェックを!

私は「本市の入札制度改革に伴う一般競争入札の拡大による落札価格の低下や、行財政改革に伴う業務委託の拡大で、公契約に従事する労働者の労働環境悪化や賃金低下の状況を生み出した。そして、年収200万円以下働いても生活できないワーキングプアを市自ら生み出すべきではない」と問題提起をしてきました。公契約条例の目的は公契約の適正な履行及び良好な品質の確保、並びに公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保を図るため、市・事業者がそれぞれの責務を明確にし、責務に基づいた施策を実施することで、地域経済の健全な発展や良質な公共サービスの提供を推進し、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現すること。又、契約の範囲は、①予定価格1億円以上の工事又は製造の請負契約 ②予定価格が1千万円以上の業務委託契約(警備、清掃、受付案内、学校給食調理業務、学校用務員) ③指定管理の協定です。事業者が提出する「労働環境報告書」の内容はwebサイト、窓口、市政情報センター、契約事業者等で確認可能となります。(平成29年4月1日施行)

◆へびいし郁子12月議会報告

2017年2月5日(日) 14時~

郡山教組会館

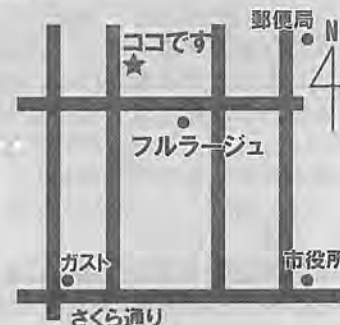
郡山市桑野2-33-9

Tel:024-932-2144

へびいし郁子は、議会毎に報告会を開いています。

◆皆さんお誘いの上、お気軽にお越しください!!

◆ご意見ご要望をお寄せください!



ご案内

チェック



この印刷物は、環境にやさしい植物油インキを使用しています。

支出明細書兼支出証明書

支出番号 3

区 分 ※該当する区分に○印				費 目 名
1 調査研究費	2 研修費	③ 広報費	4 広聴費	送料(紙込料含む) 広報誌(紙)
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費	
10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)			※該当する支出費目を記入
支出目的 (支出事由)	12月議会報告紙第22号 紙込料			
内 容	12月議会報告紙 1/15 紙込 27000枚			
支出年月日	支 出 先		支 出 金 額	
29年3月16日	(株)やまと印刷		159,840円	
上記のとおり支出します。				
議員氏名 史記石柳子 印				

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領 収 証

平成29年3月16日

やまと印刷株式会社 様

金 額	159,840
-----	---------

但し 割引あり

上記の金額正に領収いたしました

内 訳	現金	✓
	小切手	
	相殺	

株式会社 やまと印刷

郡山市富久山町福原字本町2-6
〒963-8061 電話 024-933-2047
FAX 024-934-8102

収入印紙



200

取扱印



※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。
 ※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。

領 収 書 等 整 理 票

区 分			※該当する区分に○印
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費	

お客様コードNo.

〒963-8846
郡山市久留米4-110-5

虹とみどりの会 様

納 品 書

伝票No. 100003605

平成 29 年 1 月 15 日

株式会社 やまと印刷

郡山市富久山町福原字本町2-6
〒963-8061 電話 024-933-2047
FAX 024-934-8102

担当者: [Redacted]

毎度ありがとうございます。下記の通り納品致しましたので御査収下さい。

品 名 ・ 品 番	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
会報 (NO. 22)折込料 (1/15折込)	37,000	枚	4	148,000	
消 費 税				11,840	
合 計				¥159,840	

摘要

お客様コードNo.

〒963-8846
郡山市久留米4-110-5

虹とみどりの会 様

請 求 書

伝票No. 100003605

平成 29 年 1 月 15 日

株式会社 やまと印刷

郡山市富久山町福原字本町2-6
〒963-8061 電話 024-933-2047
FAX 024-934-8102

担当者: [Redacted]

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求致します。

品 名 ・ 品 番	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
会報 (NO. 22)折込料 (1/15折込)	37,000	枚	4	148,000	
消 費 税				11,840	
合 計				¥159,840	

摘要

虹とみどりの会

発行責任者/
虹とみどりの会
〒963-8061
郡山市朝日1-23-7
(郡山市議会内)
Tel:024-924-2505



へびいし 郁子

文教福祉常任委員
安心安全まちづくり特別委員

福島原発事故
廃炉費用等

21兆5,000億円!!

原子力コストは
全然安くない!
国民転嫁は不当!

【賛否が分かれた主な議案・請願等】

- 議案198 一般会計補正予算(第4号)給食・学校用務員業務委託に反対(虹みどり)
- 議案234 一般会計補正予算(第5号)
- 議案245 水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案250 市議会議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例一部改正
- 議案251 郡山市長等の給与に関する条例一部改正
- 議案253 (略)教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例一部改正
- 請願37 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書の提出について
- 請願39 誰でも安心できる年金制度の実現を求める請願の一部のみ
- 請願41 私学助成の充実強化を求める請願
- 請願42 原発コストの利用者への転嫁に反対する請願
- 請願43 介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める請願
- 請願44 30人以下学級を標準とする教職員定数改善を求める請願

【賛成理由】請願42「原発コストの利用者転嫁に反対」

東電救済のために、すでに多額の国税等が東京電力に流れています。原発事故の賠償・事故処理は、東京電力が一義的に責任を負うべきであり、その結果、債務超過に陥るのであれば、破たん処理を行うのが順当です。利益を享受してきた株主・債権者が、経済的な責任を免れ、他者に転嫁することは、まったく不当です。また事故を引き起こした東電の責任を国民が広く肩代わりすることは、「汚染者負担の法則」にも反します。東電の法的処理をした上で、不足分を税金等から補てんするのが先です。

今回の議論は、原発の事故処理・廃炉費用が莫大であることを国も認めざるを得なかったということであり、かつ、「原子力はコストが安い」と原発を保護し温存していかうとする政策が完全に破たんしたことを意味するものです。

原発事故の賠償費用として、「過去にさかのぼって積み立てておくべきだった」という論理で「過去分負担金(3.8兆円)」の回収が提案され、さらに、一部(2.4兆円)について、2020年から40年にわたり、託送料金で回収することとされています。

しかし電力自由化のなかで、原子力事業者が負うべきコストを、託送料金を通じてすべての電力利用者が広く負担するしくみを作ることは、原子力を不当に保護することになります。発電事業者が費用を負担しきれないような発電方法は、当然排除されるべきです。

東京電力の事故に対する責任、賠償、そして今後のエネルギー政策の根幹にもかかわる重大な議論にもかかわらず、わずか3カ月の経済産業省の非公開審議会で原子力事業者救済の制度だけ先につくってしまうという進め方そのものが、民主的ではないのです。原子力災害によって多くの市民が被害を受けている本市だからこそ、請願を採択することは大変意義があります。

◆特別職等期末手当・お手盛りアップに反対!

	平成27年度 期末手当合計	平成28年度 期末手当合計	引上げ額
市長	393万2,040円	405万8,880円	12万6,840円
副市長	330万3,360円	340万9,920円	10万6,560円
教育長	282万7,200円	291万8,400円	9万1,200円
常勤監査委員	247万3,800円	255万3,600円	7万9,800円
水道事業管理者	282万7,200円	291万8,400円	9万1,200円
議長	254万8,200円	263万400円	8万2,200円
副議長	237万3,660円	244万9,920円	7万6,260円
議員	223万2,000円	230万4,000円	7万2,000円

一方、非正規職員の改善は、わずか!

	月額引上げ	改定時期
常勤嘱託職員	700円	平成28年4月1日
非常勤嘱託職員	500円	平成29年1月1日
臨時職員	据え置き	

市民へ開かれた市政へ!審議会条例の改正を!

平成28年度人事院及び福島県人事委員会による給与勧告に基づき一般職職員の給料月額を平均0.05%、期末勤勉手当の年間支給月数を0.1月分引上げ、市議会議員・常勤特別職の期末手当も同様に引き上げる提案に対し、一般職の給料、期末勤勉手当引き上げは反対しないが、市長、副市長、教育長、代表監査委員、水道事業管理者、市議会議員の期末手当引上げには反対しました。

2016年3月議会で『政治を決定する側にいる特別職や議員の手当引上げを一般職員同様に行うことには疑問です。本市の「議員報酬及び市長等給与審議会条例」には、期末手当に関する規定はない。今後は、期末手当決定も市民に見える形で説明できるよう透明性を高めることが重要。全国先進都市の中では、特別職報酬等審議会の中で審議し、会議録の公開をしている自治体も増えている。本市も、市民に開かれた形で充実させていく方向が望ましいか条例改正を検討し、地方分権社会にふさわしい自治体の審議会となるよう希望する』と討論しましたが、市の対応は依然として遅れています。

市政の透明化や公正さを高めることは重要で、市民の目の届かない形の増額決定はお手盛りであるとの批判も当然です。国の制度や施策・法令改正等に伴う事務的な条例改正とは違い独自に提案できるので、市は積極的に取り組むべきです。

【全会一致の主な議案】

- ◆公民館条例一部改正等 52件
- ◆請願38 富田ふれあいセンターの設置を求める請願
- ◆議員提出議案 福島県内全ての原発廃炉を強く求める意見書

【可決された主な歳出】

- ◆ため池除染事業 18億3,544万円 ◆上下水道統合事業 919万円
- ◆インフラ整備の拡充 9億8,846万円 ◆地域子ども教室 211万円
- ◆ユラックス熱海整備事業 10億 500万円

【賛成理由】

請願37 所得税法第56条は廃止を!

所得税法第56条は、戦後、伝統的な家族制度が残る中、親族に対価を支払う慣行も未成熟な状況下において、恣意的に対価を定める等により所得分散を図り、税負担を軽減しようとする要領のよい納税者に対抗するため、租税回避防止策として制定されたもの。しかし、現代社会は女性の社会進出が進み大幅に変化・多様化しています。税制は、性別、婚姻、家族形態に対して中立であるべきで生計を一にする親族の受ける適正な対価を当然に評価し、財産形成の機会を平等に保障すべきです。家族従業者の労働を報酬として認めないことは人格と権利を無視し、国民主権者であることを事実上否認したものです。

所得税法第56条は、憲法13条個人の尊重、14条法の下での平等、24条両性の平等、25条生存権、27条労働の権利、29条財産権、世界人権宣言23条第1項、第3項と自由権規約、女性差別撤廃条約に違反しています。全国474自治体、福島県内、27自治体が既に国に意見書を提出しています。

へびいし郁子一般質問(抄)

1. 原子力災害対策

- 除染
- 健康管理と食の安全
- 指定廃棄物火災事故の検証
- 東京電力の損害賠償
- 避難者への対策

- 2. 学校図書館の充実
- 3. パークゴルフ場
- 4. 給与改定等
- 5. 公契約条例
- 6. フッ化物洗口事業



2016年12月8日(木)

【除染について】

〈市内4か所積込場の整備状況〉

	面積㎡	最大保管容量立方m ³	整備状況
富久山クリーンセンター	約2,900	約3,200	平成28年12月末完了予定
東山霊園運動場	約9,800	約14,000	同上
河内埋立処分場	約7,600	約8,300	同上
西田埋立処分場	約3,400	約3,500	平成29年3月末完了予定

健康管理と食の安全

質問：小中学校の児童・生徒の健康診断から、骨折、視力、心電図異常、発育状況等2011年以降の特徴はどのように変化していますか。

答弁：東日本大震災後の5年間で年度ごとの大きな差は見られない。今後も「郡山震災後子どものケアプロジェクト」と連携して実態把握に努めていく。

質問：小中学校、保育所等給食検査は、現在、基準値を10Bq/kgにしています。生涯に受ける内部被ばく量を減らす上でも、今後の検査を1Bq/kgに引き下げを検討すべき。

答弁：見直しは考えていない。

質問：チェルノブイリ原発事故から5年後に制定されたチェルノブイリ法は、年間推定被ばく量1mSv以上の地域を「避難の権利ゾーン」に、5mSv以上の地域を「避難の義務ゾーン」に指定し、実際は土壌の汚染レベルを採用し、セシウム濃度37000~185000Bq/m²、年間0.5mSv以上の地域を「放射線の定期的監視地域」として支援しました。市内の小中学校・保育所等の校庭や園庭、公園道路等の土壌汚染調査を行い、その結果を市民に公表していくべき。

答弁：万一空間放射線量率に変動が見られたら、調査し速やかに対応する。

指定廃棄物火災事故の検証

質問：2016年5月16日未明、産業廃棄物中間処理施設で火災が発生し、施設内に保管した放射性物質濃度8000Bq/kg超の指定廃棄物の保管容器が燃えた。消防署の火災調査報告書及び燃えがらとばいじん、混合灰の成分分析書等の内容は。

答弁：郡山地方広域消防組合では、燃えがら等の成分分析は、5月20日に環境省に調査を依頼し、その調査結果の内容を踏まえて年内に火災調査報告書をまとめる予定。

質問：火災現場西側の放射線量数値(0.55μSv/h)をどのように捉えどう対処されたのか。

答弁：所有者の意向で除染を実施していないための数値。敷地北西角で従業員は立ち入らず、被ばくに大きな影響を与えないものと認識。

質問：警察官、消防士、消防団への被ばく防護対策は、今後も万全な体制ですか。

答弁：環境省が、注意喚起をするものと認識。

質問：環境省、国立環境研究所、福島環境再生事務所、福島県から、この半年間それぞれどのような協議がなされてきたのか。

答弁：環境省から「火災直後は報道機関に火災の概要を知らせた。警察と消防による現場検証の結果、出火の理由は特定されなかった。焼却灰を専門家に調査依頼し中間報告として実験により温度の上昇がみられなかったため、出火原因の特定に至っていない」と説明を受けた。その他の機関との協議はない。

質問：再発防止策として、泡消火器・火災報知器の設置、灰貯留サイロに熱センサーや注水装置の設備は整っていますか。

答弁：環境省福島環境再生事務所の「放射性物質汚染対策特措法」に基づく指導により適切な保管場所に移動していると連絡を受けた。

質問：指定廃棄物の保管はいつまでなのか、また、火災等の事故が起きた場合に、近隣住民に誰がどのように注意喚起や避難等を知らせるのか。

答弁：早期に輸送が完了するよう環境省へ要望。注意喚起は、環境省の判断の元、市、消防署、警察署が連携して行う。

質問：消防法では、「危険物は火災が起きないよう厳重管理をすることが原則」、指定廃棄物も厳重管理が必要。しかし現在「放射性物質汚染対策特措法」では、火事が起きても野放しなので、法令等の中で、指定廃棄物から生ずる火災も想定した防止策を規定するように、市は働きかけを検討すべき。

答弁：今回の火災が究明され、保管形態により発火のおそれがある場合には、廃棄物関係ガイドライン等の改定を環境省に要望する。

フッ化物洗口事業は、集団実施やめよ

質問：就学前集団施設と小学校のフッ化物洗口事業に対しては、園児・児童一人ひとりの体調や体質などに注意を払い、薬品の保管、準備、廃棄、記録等もあり、慎重に対応していくことが重要。誤飲・副作用や事故を防ぐため、教育施設での集団実施ではなく、歯科医に任せるよう方針を変更すべきです。集団実施の応募状況は。

答弁：集団で実施する。応募は、公立保育所で98%616人。小学校は2校。

改正学校図書館法に沿って、学校司書は市の雇用に

2014年の学校図書館法改正により、全国の自治体で学校司書の採用が進められ、司書職に就く方々が急増している。その雇用形態に違いがあっても、どこでも自治体の責任での採用となっており、賃金水準も現在の郡山市を上回っているところが多い。

本市の学校司書は、PTA雇用で市が補助金を交付する形を継続してきたが、賃金・労働条件は学校毎にまちまち。PTA会員減少に伴い賃金が減らされたり、最低賃金が上がると勤務時間が減られ月額賃金は減ったりしており、生活できず、ダブルワークをしている人もいる。

本市が、PTA雇用のままにしていることは、義務教育公費負担の原則にも反し教育水準の向上や格差是正の障害ともなる。他の自治体に先駆けて学校図書館の整備を進めてきた本市も、このままでは全国的な流れからも取り残される。

図書館法の改正及び国会付帯決議にのっとり、市の責任での雇用へと切り替え、安定的・継続的・安定的に職務に従事できるようにすべきです。

文科省の地方財政措置を司書の処遇改善に反映させよ

質問：文部科学省は新学校図書館整備5か年計画に基づき地方財政措置を単年度で約200億円、5年間で約1000億円の措置を取り、学校司書の配置経費に関しても地方財政措置を講じてきた。この5年間、本市はどのように上乗せして改善を図ってきたのか、図書整備費と、学校司書一人当たりの配置経費の実績を年度別小中学校ごとにお示しください。

答弁：下記表

	図書整備費		学校司書1人当たり配置平均経費	
	小学校	中学校	小学校	中学校
平成24年度	3,207.3万円	2,178.7万円	80.6万円	79.2万円
平成25年度	3,205万円	2,178.1万円	79.6万円	78.3万円
平成26年度	2,447.4万円	1,799.7万円	77.2万円	76.8万円
平成27年度	3,640.5万円	2,042.4万円	75.8万円	76万円
平成28年度見込	3,556.2万円	2,776.9万円	74万円	75.6万円

※平成26年度には、小中学校計で約1,136万円減額。これに怒った図書館充実を求める運動により平成27年度は増額となった。しかし、学校司書1人当たりの経費は年々減少している。新年度から新たな5か年計画が始まるので、この機に抜本的改善を図る必要があります。

郡山市にパークゴルフ場を

質問：パークゴルフは閑散とした公園をみんなで遊ぶことにより、生き生きとした公園にしようという発想から生まれたコミュニティスポーツで同世代の友人ばかりではなく、世代間交流でも楽しむことができる。その効果は、「健康寿命の延伸が図れること」で、医療費や介護費の軽減に繋がる。現在、市内にホームグラウンドが無いため、他の市や町の施設でプレーを行っている。2015年6月定例会で、パークゴルフ場の早期建設を求める請願が全会一致で採択された。この間の検討状況は。

答弁：パークゴルフ協会の活動実勢把握、意見交換、県内施設の現状や利用状況等の調査をしてきた。競技人口やライフサイクルコスト、連携中枢都市圏施設の利用等視野に入れ必要性を総合的に検討していく。



福島市パークゴルフ場にて

公契約条例制定「労働環境報告書」でチェックを!

私は「本市の入札制度改革に伴う一般競争入札の拡大による落札価格の低下や、行財政改革に伴う業務委託の拡大で、公契約に従事する労働者の労働環境悪化や賃金低下の状況を生み出した。そして、年収200万円以下働いても生活できないワーキングプアを市自ら生み出すべきではない」と問題提起をしてきました。公契約条例の目的は公契約の適正な履行及び良好な品質の確保、並びに公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保を図るため、市・事業者がそれぞれの責務を明確にし、責務に基づいた施策を実施することで、地域経済の健全な発展や良質な公共サービスの提供を推進し、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現すること。又、契約の範囲は、①予定価格1億円以上の工事又は製造の請負契約 ②予定価格が1千万円以上の業務委託契約(警備、清掃、受付案内、学校給食調理業務、学校用務員) ③指定管理の協定です。事業者が提出する「労働環境報告書」の内容はwebサイト、窓口、市政情報センター、契約事業者等で確認可能となります。(平成29年4月1日施行)

◆へびいし郁子12月議会報告

2017年2月5日(日)14時~

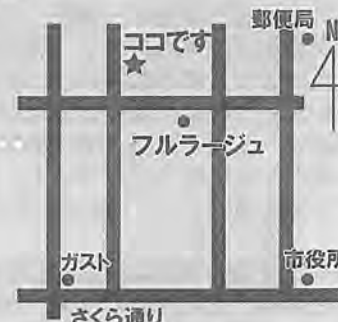
郡山教組会館

郡山市桑野2-33-9
Tel:024-932-2144

へびいし郁子は、議会毎に報告会を開いています。

◆皆さんお誘いの上、お気軽にお越しください!!

◆ご意見ご要望をお寄せください!



ご案内


チェック



この印刷物は、環境にやさしい植物油インキを使用しています。

支出明細書兼支出証明書

支出番号 3

区 分				※該当する区分に○印	費 目 名
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費		印刷製本費 ※該当する支出費目を記入
5 要請・陳情活動費	6 会議費	⑦ 資料作成費	8 資料購入費		
10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)				
支出目的 (支出事由)		調査研究に係る資料等作成			
内 容		J七 ⁹ -代 (4月~9月分)			
支出年月日	支 出 先		支 出 金 額		
28年10月25日	三英堂事務機株式会社		259 円		
上記のとおり支出します。					
					議員氏名 <u>蛭石郁子</u> 

領収	28-000761	領 収 書	印 紙		
		平成 28年 10月 25日			
	<u>蛭石郁子の会</u> 様 下記の通り領収致しました		新しい事務機 3AD 便利な文具 三英堂事務機株式会社 代表取締役 柳 澤  郎 郡山市大町1-6-14 電話  (代) 総務部 電話  営業センター 郡山市喜久田4丁目1-1 電話 (024)959-6220 (代) FAX 959-6461		
計			259		
品 名	規格柄	数量	単 価	金 額	摘 要
J七 ⁹ -代	4月~9月分	1式		259	
消費 税 額					扱者印 
合 計				259	

※複
※欄

請求書

平成28年10月2日

虹とみどりの会 様

新しい事務機・便利な文房
三英堂事務機株式会社
代表取締役 柳沼 克
郡山市大町一丁目6番1
TEL959-6220 FAX959-6461

下記の通り請求致します。

合計金額	¥259. - (税込み)
------	------------------

担当

品名	数量	単位	単価	金額
4月分 複写サービス料金	3	枚	0.864	2
5月分 複写サービス料金	0	枚	0.864	0
6月分 複写サービス料金	140	枚	0.864	120
7月分 複写サービス料金	4	枚	0.864	3
8月分 複写サービス料金	0	枚	0.864	0
9月分 複写サービス料金	156	枚	0.864	134
消費税及び地方消費税を加算した価格です。				
	合計			259
備考				

支出明細書兼支出証明書

支出番号

区 分				※該当する区分に○印	費 目 名
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費		印刷製本費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	⑦ 資料作成費	8 資料購入費		
10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)				※該当する支出費目を記入
支出目的 (支出事由)	公文書全部開示に伴う複写経費				
内 容	コピー代				
支出年月日	支 出 先		支 出 金 額		
29年2月8日	郡山地方広域消防組合		450 円		
上記のとおり支出します。					
議員氏名 蛇石郁子 					

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

領 収 証 書

納付書番号 0000458-001


〒 963-8846
住 所 福島県郡山市久留米4丁目110-5

蛇石 郁子

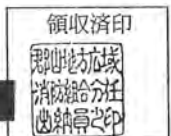
様

納入金額	¥450
納入期限	平成 29 年 2 月 8 日
納 入 公 文 書 全 部 開 示 に 伴 う 複 写 経 費 収 入 内 容	
科 目 複 写 経 費 実 費 収 入	
主管課 総務課	電話

平成 28 年度
上記のとおり領収しました。
平成 29 年 2 月 8 日

分任出納員 

(納 入 者 用 保 存)



FDK004 2017年02月08日 10:46収納

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。
※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。

支出明細書兼支出証明書

支出番号 3

区 分				※該当する区分に○印	費 目 名
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費		新聞雑誌等購読料
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	⑧ 資料購入費		
10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)				
※該当する支出費目を記入					
支出目的 (支出事由)		自治体雑誌購読料			
内 容		D-file 2016年4月～2017年3月 Beacon Vol.66号～Vol.69号			
支出年月日	支 出 先		支 出 金 額		
29年3月16日	イマジン出版株式会社		58,968円		
上記のとおり支出します。					
議員氏名 <u>蛸石 柳子</u> ⑧					

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

振替払込請求書兼受領証

001006	34749
イマジン出版株式会社	
¥58968	
福島県郡山市朝日町1-23-7	
郡山市議会 虹とみどりの会 様	
29-03-16	
郡山 市役所内 郵便局 (82445) N94120015	

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。

※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。

郡山市議会 虹とみどりの会 様

下記の通り納品致します。

¥58,968



イマジン出版株式会社

〒112-0013 東京都千代田区羽1-5-8
03-5622-2520
03-5622-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2016年4月発行号 上・下	2	2,430	4,860
2	D-file 2016年5月発行号 上・下	2	2,430	4,860
3	D-file 2016年6月発行号 上・下	2	2,430	4,860
4	D-file 2016年7月発行号 上・下	2	2,430	4,860
5	D-file 2016年8月発行号 上・下	2	2,430	4,860
6	D-file 2016年9月発行号 合本	1	3,024	3,024
7	D-file 2016年10月発行号 上・下	2	2,430	4,860
8	D-file 2016年11月発行号 上・下	2	2,430	4,860
9	D-file 2016年12月発行号 上・下	2	2,430	4,860
10	D-file 2017年1月発行号 上・下	2	2,430	4,860
11	D-file 2017年2月発行号 合本	1	3,024	3,024
12	D-file 2017年3月発行号 上・下	2	2,430	4,860
13	Beacon Vol.66(夏号),Vol.67(秋号),Vol.68(冬号),Vol.69(春号)	4	1,080	4,320
14				
15				
摘要		合計	26	58,968

郡山市議会 虹とみどりの会 様

下記の通り御請求申し上げます。

¥58,968



イマジン出版株式会社

〒112-0013 東京都千代田区羽1-5-8
03-5622-2520
03-5622-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2016年4月発行号 上・下	2	2,430	4,860
2	D-file 2016年5月発行号 上・下	2	2,430	4,860
3	D-file 2016年6月発行号 上・下	2	2,430	4,860
4	D-file 2016年7月発行号 上・下	2	2,430	4,860
5	D-file 2016年8月発行号 上・下	2	2,430	4,860
6	D-file 2016年9月発行号 合本	1	3,024	3,024
7	D-file 2016年10月発行号 上・下	2	2,430	4,860
8	D-file 2016年11月発行号 上・下	2	2,430	4,860
9	D-file 2016年12月発行号 上・下	2	2,430	4,860
10	D-file 2017年1月発行号 上・下	2	2,430	4,860
11	D-file 2017年2月発行号 合本	1	3,024	3,024
12	D-file 2017年3月発行号 上・下	2	2,430	4,860
13	Beacon Vol.66(夏号),Vol.67(秋号),Vol.68(冬号),Vol.69(春号)	4	1,080	4,320
14				
15				
摘要		合計	26	58,968

支出明細書兼支出証明書

支出番号 3

区 分				※該当する区分に○印	費 目 名
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費		新聞雑誌購読料
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	⑧ 資料購入費		
10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)				
					※該当する支出費目を記入
支出目的 (支出事由)		新聞購読料			
内 容		日本教育新聞 2016/4 ~ 2016/9			
支出年月日	支 出 先		支 出 金 額		
28年5月25日	株式会社 日本教育新聞社		16,200 円		
上記のとおり支出します。					
					議員氏名 蛇石郁子

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

No. 050096

領 収 証

蛇石郁子の会 様

金額 ¥16,200-

但し購読料 28/4月~28/9月として

平成 28年 5月 25日 (コンビニストア払)

上記の金額正に領収致しました

株式会社 日本教育新聞社

東京都港区虎ノ門1-2-8
〒105-8436 電話 03(5510)7828

印 収
紙 入

扱
者
印

※上記発行先・金額の訂正は無効です。

※複数の領収

※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。

領 収 書 等 整 理 票

区 分			※該当する区分に○印
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費	

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

請 求 書

2016年 5月 7日

虹とみどりの会

様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
 下記の通りご請求申し上げます。
 ※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役 小林 幹

東京都港区虎ノ門1-2-8

電話 03(5510)7777

《お支払い先》

- ・振替払込 00150-8-196500
- ・銀行振込 みずほ銀行虎ノ門支店
普通預金 2835213
- ・口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	16,200 円
-------	----------

読者コード		請求書番号	0003837932
-------	--	-------	------------

(内税)

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				16,200 円	2016/04-2016/09
今回入金額				円	
差引繰越額				16,200 円	
今回請求額				円	
合計請求額	日本教育新聞	1部	6ヶ月分	16,200 円	2016/04-2016/09

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。

支出明細書兼支出証明書

支出番号 3

区 分				※該当する区分に○印	費 目 名
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費		新聞雑誌等購読料
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	⑧ 資料購入費		
10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)				
支出目的 (支出事由)		新聞購読料			
内 容		日本教育新聞 2016/10 ~ 2017/3			
支出年月日	支 出 先		支 出 金 額		
28年10月25日	株式会社 日本教育新聞社		16,200 円		
上記のとおり支出します。					
議員氏名 蛭石有子 印					

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

No. 050616

領 収 証

蛭石有子の会 様

金額 ¥16,200-

但し購読料 28/10月~29/3月として

平成 28年 10月 25日 (コンビニエンスストア払)

上記の金額正に領収致しました

株式会社 日本教育新聞社

東京都港区虎ノ門1-2-8
〒105-8436 電話 03(5510)7828

印 収
紙 入

扱
者
印

※上記発行先・金額の訂正は無効です。

※複数の領収書
※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。

領 収 書 等 整 理 票

区 分			※該当する区分に○印
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	○ 8 資料購入費
9 人件費	10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費	

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

請 求 書

2016年 10月 5日

虹とみどりの会

様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
 下記の通りご請求申し上げます。
 ※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 日本教育新聞社

代表取締役 小林 幹

東京都港区虎ノ門1-2-8

電話 03(5510)7777

《お支払い先》

- ・振替払込 00150-8-196500
- ・銀行振込 みずほ銀行虎ノ門支店
普通預金 2835213
- ・口座名義 株式会社日本教育新聞社

合計請求額	16,200 円
-------	----------

読者コード		請求書番号	0003893620
-------	--	-------	------------

(内税)

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				16,200 円	2016/04-2016/09
今回入金額				16,200 円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	6ヶ月分	16,200 円	2016/10-2017/03
合計請求額	日本教育新聞	1部	6ヶ月分	16,200 円	2016/10-2017/03

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。

支出明細書兼支出証明書

支出番号 3

区 分				※該当する区分に○印	費 目 名
1 調査研究費	2 研修費	3 広報費	4 広聴費		事務機器等リペア ※該当する支出費目を記入
5 要請・陳情活動費	6 会議費	7 資料作成費	8 資料購入費		
10 事務所費	11 通信運搬・自動車燃料費(郵便料等)				
支出目的 (支出事由)	会派控室書庫のリペア 平成28年4月1日～平成29年3月31日				
内 容	多層型 (7200円 × 2 = 14,400円) 消費税込 15,552円 カラースタンプ (6480円 × 1 = 6,480円) 消費税込 6,998円				
支出年月日	支 出 先		支 出 金 額		
2016年4月25日	(株)レンタルのニッケン		22,550 円		
上記のとおり支出します。					
議員氏名 蛭石 郁子					

領収書及び料金内訳明細書等貼付欄

2016年4月25日 領 収 証 No. G 096745

顧客No. 1382236

蛭石みどりの会 様

金	4,725.50	也
---	----------	---

但 レンタルのニッケン
(内消費税額 等)
上記の金額正に領収致しました。

建設機械・販売・賃貸・修理
(株) レンタルのニッケン
本 社 東京都千代田区永田町2-14-2
山王グランドビル
☎ 03-5512-7311(代)

収入印紙は
5万円以上～
100万円以下は
200円
100万円を超え
200万円以下は
400円

取扱者

金額訂正及び取扱者印のないものは無効です

※複数の領収書等を貼る場合は、重ならないように貼付してください。
 ※欄内に貼付できない場合は、別記第11号様式「領収書等整理票」に貼付してください。

請 求 書



A 2292253

株式会社 レンタルのニッケン

(12140)

963-8024
 福島県郡山市朝日
 1-23-7
 虹とみどりの会
 虹とみどりの会 様

毎度お引立てを賜りありがとうございます。
 下記のとおりご請求申し上げます。
 何卒よろしく申し上げます。
 2016年4月30日締め

お支払い口座

銀行名	店名	種別	口座番号
三菱東京UFJ銀行	きよなみ支店	当	2532030
口座名義			
(株) レンタルのニッケン			

C 01382836-000-00001 TEL 024-925-3016

御利用金額
¥22,550

※「→」はレンタル継続中のマークです。

伝票No	商 品 名	レンタルNo (数量)	期 間 目 ー 至	借出 日数 日数	極 単 価	小 計	セーフティ サービス料	基本 管理料	合 計	備 考
530100122	書庫タテ型	2	4/01- 4/30 →	365	期間極 7200	14400	0	0	14400	2016/4/1-2017/3/31
530100122	書庫ガラス戸	1	4/01- 4/30 →	365	期間極 6480	6480	0	0	6480	2016/4/1-2017/3/31
	課税対象額								20880	
	消費税								1670	
	当のご利用金額								22550	

〒 963-8026
 福島県郡山市並木
 5丁目6-16
 郡山営業所
 TEL 024-934-0824 FAX 024-934-0828

お問い合わせの際は上記Noをお知らせ下さい。

No. -001 *				当 月	
前月残高	訂正・値引	当月入金額	繰越額	御利用金額	請求残高
0	0	0	0	22,550	22,550

備品をリースした場合は、「支出明細書兼支出証明書」に契約書（写し）の添付が必要であるが、当該リース契約に係る書類は請求書のみであるため、添付できません。

虹とみどりの会 蛇石 郁子

備品・リース物品台帳

支出番号 3

会 派 名 虹とみどりの会

品 名	書庫タテ型 1	
規 格		
購入(リース)先	(株) レンタルのニッケン	
購入(リース)価格	7,776 円 (7,200 円+消費税)	
区 分 (該当を○で囲む)	備 品	○ リース
購入(リース開始)日	平成 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日
耐用年数(リース) 終 了 日	平成 年 月 日	平成 29 年 3 月 31 日
廃棄(返却)日	平成 年 月 日	平成 29 年 3 月 3 日
< 備 考 >		

貸 出 簿					
使 用 者	使用開始日	会派会長 確認印	返 却 日	会派会長 確認印	備 考
蛭石有子 ⑩	平成 28 年 4 月 / 日	⑩	平成 29 年 3 月 / 日	⑩	
⑩	年 月 日	⑩	年 月 日	⑩	
⑩	年 月 日	⑩	年 月 日	⑩	
⑩	年 月 日	⑩	年 月 日	⑩	
⑩	年 月 日	⑩	年 月 日	⑩	
⑩	年 月 日	⑩	年 月 日	⑩	
⑩	年 月 日	⑩	年 月 日	⑩	

(作成日: 28 年 4 月 / 日)

備品・リース物品台帳

支出番号 3

会 派 名 虹とみどりの会

品 名	書庫タテ型 2	
規 格		
購入(リース)先	(株) レンタルのニッケン	
購入(リース)価格	7,776 円 (7,200 円+消費税)	
区 分 (該当を○で囲む)	備 品	リ ー ス
購入(リース開始)日	平成 年 月 日	平成28年4月 1日
耐用年数(リース) 終 了 日	平成 年 月 日	平成29年3月31日
廃棄(返却)日	平成 年 月 日	平成29年 3 月 3 / 日
< 備 考 >		

貸 出 簿					
使 用 者	使用開始日	会派会長 確認印	返 却 日	会派会長 確認印	備 考
蛭石柳子 ⑩	^{平成} 28年4月1日	⑩	^{平成} 29年3月31日	⑩	
⑩	年 月 日	⑩	年 月 日	⑩	
⑩	年 月 日	⑩	年 月 日	⑩	
⑩	年 月 日	⑩	年 月 日	⑩	
⑩	年 月 日	⑩	年 月 日	⑩	
⑩	年 月 日	⑩	年 月 日	⑩	
⑩	年 月 日	⑩	年 月 日	⑩	

(作成日: 28 年 4 月 1 日)

備品・リース物品台帳

支出番号 [㍻]

会 派 名 虹とみどりの会

品 名	書庫ガラス戸	
規 格		
購入(リース)先	(株) レンタルのニッケン	
購入(リース)価格	6,998円 (6,480円+消費税)	
区 分 (該当を○で囲む)	備 品	リ ー ス
購入(リース開始)日	平成 年 月 日	平成28年4月 1日
耐用年数(リース) 終 了 日	平成 年 月 日	平成29年3月31日
廃棄(返却)日	平成 年 月 日	平成29年3月31日
< 備 考 >		

貸 出 簿					
使 用 者	使用開始日	会派会長 確認印	返 却 日	会派会長 確認印	備 考
鮫石柳子 ㊟	^{平成} 28年4月1日	㊟	^{平成} 29年3月31日	㊟	
㊟	年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	
㊟	年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	
㊟	年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	
㊟	年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	
㊟	年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	
㊟	年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	
㊟	年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	

〈作成日： 28 年 4 月 1 日〉